

なお、ご協力に同意されない場合(拒否)や不明な点がある場合は、当講座までお問い合わせ下さい。

また、ご協力に同意されなくても、亡くなられた方やご遺族に不利益が生じることは一切ありません。



### 解剖結果について



司法解剖の場合は、嘱託が司法機関であり、ご遺族からのお問い合わせの窓口はすべて嘱託先の司法機関となります。解剖結果に関するお問い合わせは担当警察署にお尋ねください。

## ご遺族の皆様へ

旭川医科大学 法医学講座からの  
お知らせ

旭川医科大学 法医学講座

住所: 〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

Fax: 0166-68-2439

E-mail: fm2433@asahikawa-med.ac.jp



御身内の突然のご不幸に  
心からお悔やみ申し上げます。



## 鑑 定

当法医学講座では、警察や検察などの司法機関からの依頼により、亡くなられた方の死因診断や個人識別を行っております(鑑定)。死因を診断するためには、体の表面を検査するだけでなく、体の内部も検査(解剖)しなければなりません。そのため、頭部・胸部・腹部の内部を調べ、臓器も検査します。交通事故や特殊な場合には、背中や手足の内部も検査して、骨折などが無いか調べます。当法医学講座では解剖前にコンピューター断層撮影(CT)を行い、診断の補助にしています。また、死因診断や個人識別には、解剖だけでなく、血液検査や尿検査・薬物検査・組織検査・DNA検査など様々な検査を行う必要があります。そのため解剖時には、必要に応じて血液や尿・臓器などの一部を採取し、検査後は追加検査や再検査のために一定期間保存します。その後、当大学の責任で火葬

に付されます。

なお、これらの鑑定は死体解剖保存法および刑事訴訟法など、定められた法令に基づいて行われております。

## 研究・教育

当講座では、亡くなられた方の死因診断・個人識別を行う目的と同時に、医学研究や医学部学生への教育も行っております。当講座で保存されている、亡くなられた方の血液や組織などの検体の一部を、研究や教育に使用させていただくことがあります。

また、死因の究明や個人識別は、亡くなられた方の人権を擁護するだけでなく、事件や事故または病気の再発防止に役立てられ、社会の安全・福祉の向上に寄与します。皆様の暮らしている社会や医学界に還元する意義が大きいと判断される事柄に関して、当講座では事例報告や医学研究

として学会や紙上で発表させていただくことがあります。この場合、特に以下のことに配慮いたします。

\*\*\*\*\*

■学会や紙上発表の際には、亡くなられた方やご遺族が特定されるような情報は完全に除き、プライバシーの保護や人権の擁護に最大限配慮いたします。

■必要に応じて、当大学の倫理委員会の審査を受けます。

■採取された血液や臓器などは、当講座において一定期間保存された後に、当大学の責任で火葬に付されます。

■研究や事例報告の際、ご遺族の経済的負担は一切生じません。

\*\*\*\*\*

以上の趣旨をご理解いただき、当講座での医学研究や教育・事故の再発防止などの社会還元へのご協力をお願いいたします。